

【経営】最低賃金引上げに向けた中小企業・小規模事業者への支援事業について

厚生労働省では、経済産業省と連携し、最低賃金の引上げの影響を受ける中小企業に対して、全国的支援策、個別支援策、業種別支援策、を実施しています。また、厚生労働省及び中小企業庁では、賃金引上げに関する支援情報として、最低賃金の引上げに向けた企業の取組に活用していただける支援措置に関して、その内容や関連する相談窓口をご紹介しますとともに、各相談窓口の連携を強化すべくマニュアル等を作成しています。

【1】専門家派遣・相談等支援事業：ワン・ストップ＆無料の相談・支援体制を整備（全国的支援策）

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000198331.html>

生産性の向上などの経営改善に取り組む中小企業の労働条件管理などのご相談などについて、中小企業庁が実施する支援事業と連携して、ワン・ストップで対応する相談窓口を開設しています。

【2】業務改善助成金：中小企業・小規模事業者の生産性向上のための取組を支援（個別支援策）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/zigyonushi/shienjigyoyou/03.html

生産性向上のための設備投資などを行い、事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）を一定額以上引き上げた中小企業・小規模事業者に対して、その設備投資などにかかった経費の一部を助成します。

【3】働き方改革推進支援助成金（団体推進コース）：業種別団体の賃金底上げのための取組を支援（業種別支援策）

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000200273.html>

業種別の事業主団体が、業界全体として傘下企業の生産性向上と労働者の賃金引上げを目的とした、販路拡大のための市場調査や新たなビジネスモデル開発などの取組に対して助成をします。

【賃金引上げに関する支援情報】

厚生労働省及び中小企業庁では、最低賃金の引上げに向けた企業の取組にご活用いただける支援措置に関して、その内容や関連する相談窓口をご紹介しますとともに、各相談窓口の連携を強化すべくマニュアル等を作成しています。

・最低賃金・賃金引上げに向けた中小企業・小規模事業者への支援施策

<https://www.mhlw.go.jp/content/001246868.pdf>

最低賃金・賃金引上げに向けた中小企業・小規模事業者への支援施策		
1. 賃金引上げに関する支援		
① 業務改善助成金	業務改善助成金	検索
問い合わせ先：業務改善助成金コールセンター 電話：0120-366-440（平日 8:30～17:15） 又は都道府県労働局雇用環境・均等部（室）		
事業場内で最も低い時間給（事業場内最低賃金）を一定額以上引上げ、生産性向上に資する設備投資等（機械設備の導入、人材育成、教育訓練や国家資格者によるコンサルティング）を行う中小企業・小規模事業者等に、その設備投資等に要した費用の一部を助成する制度です。一定の要件を満たすと、助成上限額・助成率・助成対象経費の特例的な拡充が受けられます。		
② キャリアアップ助成金	キャリアアップ助成金	検索
問い合わせ先：都道府県労働局又はハローワーク		
有期雇用労働者、短時間労働者、派遣労働者といったいわゆる非正規雇用労働者の企業内でのキャリアアップを促進するため、正社員化、賃金引上げ等の処遇改善の取組を実施した事業主に対して助成します。なお、キャリアアップ助成金については、徹底が求められている同一労働同一賃金に取り組む際やいわゆる「年収の壁」を意図した働き方への対応に取り組む際にも活用することができます。		
③ 中小企業向け賃上げ促進税制	賃上げ促進税制	検索
問い合わせ先：中小企業税制サポートセンター		
青色申告書を提出している中小企業者等が、一定の要件を満たした上で賃金引上げを行った場合、その増加額の一定割合を法人税額（個人事業主は所得税額）から控除できる制度です。		
④ 企業活力強化貸付（働き方改革推進支援資金）	働き方改革推進支援資金	検索
問い合わせ先：日本政策金融公庫 電話：0120-154-505		
事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）の引上げに取り組む中小企業・小規模事業者に対して、設備資金や運転資金を低金利で融資します。		
2. 生産性向上に関する支援		
⑤ 固定資産税の特例措置	先端設備等導入計画	検索
問い合わせ先：＜先端設備等導入計画の作成等について＞ 先端設備等の導入先の市町村先端設備等導入計画担当課 ＜税制について＞ 中小企業税制サポートセンター 固定資産税等の軽減相談窓口 電話：03-6281-9821（平日 9:30～12:00、13:00～17:00） ＜制度について＞ 中小企業庁 技術・経営革新課（イノベーション課） 電話：03-3501-1816		
中小企業等経営強化法に基づき、市町村から認定を受けた「先端設備等導入計画」に従って取得した設備に対して、地方税法において償却資産に係る固定資産税の特例措置を講じることで、設備投資による生産性向上や賃上げに取り組む事業者を後押しします。		
⑥ 中小企業等経営強化法（経営力向上計画）	経営力向上計画	検索
問い合わせ先：経営力向上計画相談窓口 中小企業庁企画課 電話：03-3501-1957（平日 9:30～12:00、13:00～17:00）		
中小企業・小規模事業者等による経営力向上に関する取組を支援します。事業者は事業分野指針等に沿って「経営力向上計画」を作成し、国の認定を受けることができます。認定された事業者は、税制や金融支援等の措置を受けることができます。		

・最低賃金・賃金引上げに向けた中小企業・小規模事業者への支援施策紹介マニュアル

1. 最低賃金・賃金引上げに関する支援 (1) 『生産性向上のための設備投資等により従業員の賃金引上げを図りたい』 ・業務改善助成金 (2) 『非正規雇用労働者のキャリアアップ・賃金引上げに取り組むための支援策を知りたい』 ・キャリアアップ助成金 (3) 『従業員の賃金を引き上げた場合に使える税制を知りたい』 ・中小企業向け賃上げ促進税制 (4) 『賃金の引上げに取り組む中小企業・小規模事業者向けの融資制度を知りたい』 ・企業活力強化貸付(働き方改革推進支援資金)	P 4 P 5 P 6 P 7
2. 生産性向上に関する支援 (1) 『生産性向上のための設備投資をしたい』 ・固定資産税の特例措置 (2) 『経営の向上を図りたい』 ・中小企業等経営強化法(経営力向上計画) ・中小企業等経営強化法に基づく法人税等の特例(経営強化税制) (3) 『補助制度を知りたい』 ・生産性向上などを支援する補助金	P 8 P 9 P 10 P 11
3. 下請取引の改善・新たな取引先の開拓に関する支援 (1) 『下請取引関係改善のためのガイドラインを知りたい』 ・下請適正取引等の推進のためのガイドライン (2) 『親事業者と下請事業者との望ましい取引関係を築きたい』 ・パートナーシップ構築宣言 (3) 『賃上げのための価格転嫁について知りたい』 ・労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針 (4) 『国や独立行政法人等からの官公需調達について知りたい』 ・官公需法に基づく「令和5年度中小企業者に関する国等の契約の基本方針」 ・官公需情報ポータルサイト	P 13 P 13 P 14 P 16 P 16
4. 資金繰りに関する支援 (1) 『一時的に業況が悪化しているので融資を受けたい』 ・セーフティネット貸付制度 (2) 『小規模事業者向けの融資制度を知りたい』 ・小規模事業者経営改善資金融資制度(マル経融資)	P 17 P 18
5. その他、雇用(人材育成)に関する支援 (1) 『建設労働者の雇用改善、技能向上のための支援を知りたい』 ・建設事業主等に対する助成金 (2) 『職場環境の改善等を図るための支援策を知りたい』 ・人材確保等支援助成金(介護福祉機器助成コース、中小企業団体助成コース、外国人労働者就労環境整備助成コース、テレワークコース) (3) 『設備投資を行い、雇用の増加を図る際の支援策を知りたい』 ・地域雇用開発助成金(地域雇用開発コース) (4) 『従業員の人材育成に取り組むための支援策を知りたい』 ・人材開発支援助成金	P 19 P 20 P 21 P 22
6. 相談窓口 (1) 『専門家へ相談したい』 ・よろず支援拠点 ・下請かけこみ寺 ・働き方改革推進支援センター (2) 『中小企業・小規模事業者向けの支援施策に関する総合的な情報を入手したい』 ・中小企業向け補助金・総合支援サイト「ミラサポplus」	P 23 P 23 P 24 P 25

・最低賃金引き上げを受けて賃上げに取り組む皆様へ
<https://www.mhlw.go.jp/content/001246873.pdf>

(令和6年4月時点版)

最低賃金引き上げを受けて賃上げに取り組む皆様へ

厚生労働省、中小企業庁では、

最低賃金引き上げに伴う 支援を強化しています

助成金と補助金を組み合わせてご利用頂くことも可能です
賃金引き上げに向けて、是非ご利用ください
※同一の補助対象（設備等）に対する重複利用は不可

業務改善助成金

事業場内で最も低い時間給を一定額以上引き上げ、生産性向上等に資する設備投資等を行った場合に、設備投資等にかかった費用の一部が助成されます。

キャリアアップ助成金

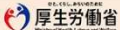
賃金規定等を改定し、非正規雇用労働者の基本給を3%以上賃上げする場合に、キャリアアップ助成金の「賃金規定等改定コース」が利用できます。

ものづくり補助金、IT導入補助金

最低賃金引き上げを受けて、最低賃金引上げ幅以上に賃上げの努力を行う場合、補助金の採択において加点措置が得られます。

詳しくは次のページで

本紙は最低賃金引き上げの影響を受けた事業者様向けに厚生労働省の支援策と中小企業庁の補助事業を紹介するものです。具体的な情報についてはホームページ等でご確認ください。

厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

経済産業省
Ministry of Economy, Trade and Industry

中小企業庁
Small Business Administration

詳しくは、こちらをご覧ください。

参照ホームページ[厚生労働省]

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudouki_jun/zigyonushi/shienjigyoku/index.html